

様

広島市長



訴訟費用貸付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった訴訟費用の貸付けについては、下記により貸し付けることに決定しましたので、通知します。

なお、この通知書を受けた日から14日以内に契約書を提出してください。

記

- 1 貸付決定額 円
- 2 貸付決定額の内訳

裁判手続費用	円
権利の保全に要する費用	円
強制執行に要する費用	円
訴訟代理人費用	円
その他訴訟に通常要すると認められる費用	円